

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 1 - (4)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	海洋環境の保全	担当部局	地球環境局
		評価者	環境保全対策課長 小川 晃範

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)		平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)	
政策(章)	2 章 環境保全施策の体系	政策(章)	3 章 水環境 土壌環境 地盤環境の保全
施策(節)	1 節 3 水環境 土壌環境 地盤環境の保全	施策(節)	4,8 節 海洋環境の保全 他
	4 節 6 地球環境保全に関する国際的枠組みの下での取組と新たな国際的枠組みづくり		
その他関連する個別計画		-	

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	海洋環境保全に関する各条約()及び国内法の着実な実施を図るとともに、国連環境計画が推進する日本海及び黄海を対象とした「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に基づく取組等により、国際的な連携の下で廃棄物等による海洋汚染防止対策を推進する。 (:本シート内 欄「政策手段等」の欄にて記載)				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	203.230	187.896	224.028	
	一般会計	203.230	187.896	224.028	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

国際的な連携の下での海洋汚染防止対策については、油、有害液体物質等、廃棄物について、各種の規制措置を講じてきており、これにより海洋汚染の未然防止を推進し、目標達成に向け進展が見られるが、新たな条約の発効等に伴う規制の強化への対応や、継続的な監視、国際協力への貢献等の観点から、引き続き各種施策を積極的に講じていく必要がある。

残された課題・新たな課題

これまでの検討結果を踏まえ、ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けた国内制度の確立と、制度の運用に向けた取組。
 NOWPAP について、活動を指揮、推進する中枢機関の RCU(地域調整ユニット)の本格的活動、NOWPAP 活動のさらなる活性化のための体制作り。
 パラスト水条約の発効に備え、更に基礎情報の収集を行うとともに、対応体制の整備を進めること。
 海洋における大規模な有害液体物質流出事故に対する準備等を定めた「2000 年の危険物質及び有害物質による準備、対応及び協力に関する議定書」(以下「OPRC-HNS 議定書」という。)の発効に備え、情報収集を行うとともに、環境面からの国内体制を整備すること。
 海外に起因する漂流・漂着ゴミへの対応や、海浜へのゴミ漂着状況の把握と削減方策の検討。

今後の取組

ロンドン条約 96 年議定書の締結に向けて、国内制度のうち海洋施設からの投棄のガイドライン策定等、未対応の部分について整備する。
 NOWPAP 活動のさらなる活性化のため各機関との連携体制を構築して、各プロジェクトの実施を推進するために各国に設置された各 RAC(地域活動センター)の研究結果を共有する。
 パラスト水条約の発効に向けて、引き続き国内体制を整備する。
 OPRC-HNS 議定書の締結に向けた環境面からの国内体制を、早急に進める必要があるため、環境保全の観点からの事故対策マニュアルの策定等、環境省が実施すべき措置の検討を行う。
 海外から我が国に漂着するゴミの問題の解決に向けて近隣諸国との協力を推進し、漂着ゴミの漂流予測手法の構築を進める。また、海浜のゴミ漂着状況の把握及び削減方策の検討のための調査等を進める。このための定員を要求する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組を引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	条約等の規定に基づき国内体制を整備し、船舶からの廃棄物の海洋投入処分や油、有害液体物質等、廃棄物の排出にかかる規制を推進するとともに、油流出事故の発生時における適切な対応や漂流漂着ゴミ対策を推進する。					
指標の名称	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H19 年度
指標	万トン	384	378	338		284
目標を設定した根拠等	基準年	H15 年度		基準年の値	384 万トン	
	根拠等	H19 年度 2 月までに海洋投入処分しないことが確定しているし尿・浄化槽汚泥の投入量を削減した値。				
達成状況	国際的な連携の下で、油、有害液体物質等、廃棄物等による海洋汚染に対して、脆弱沿岸海域図の整備等をはじめとした海洋汚染防止策を推進するとともに、油の流出事故に対する緊急時における国内体制の整備を図った。また、海洋投入処分量については、年々減少傾向にある。					

評価・分析（必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析）

【必要性】

海洋環境について、廃棄物の海洋投入処分やタンカーの座礁事故等による汚染が懸念されており、国際的な連携の下に一層の環境保全を図っていく必要がある。

【有効性】

関連法の着実な施行により国際的な連携の下での海洋汚染防止対策を図るとともに、油等の流出事故に対する緊急時体制の整備等の各種施策を着実に進めた。

海洋投入処分に係る排出基準等について検討を行い、ロンドン条約 96 年議定書締結の準備を進めているところである。

NOWPAP の活動促進のため、リモートセンシング(人工衛星による地球観測)による海洋観測を行うための研究開発を行った。これにより、NOWPAP については、事前準備の段階から、海洋環境モニタリング技術の開発等具体的活動の推進の段階に移行しつつあり、リモートセンシングデータを用いた富栄養化モニタリングガイドラインのドラフトが、平成 18 年 3 月の CEARAC(特殊モニタリング・沿岸環境評価地域活動センター)フォーカルポイント会合で NOWPAP 諸国に対して公表された。

船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための(国際)条約(以下「バラスト水条約」という。)の発効に備えた基礎情報の収集及びバラスト水の実態調査を行い、条約を受け入れるための準備を進めた。

漂流・漂着ゴミについては、漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会により、省庁間で情報交換を行うとともに、連絡体制を整え、削減に向けた方策の検討のために国内の漂着物実態調査や予測手法のモデル構築等を行った。

【効率性】

平成 17 年度においては、NOWPAP 推進事業においては関係機関との連携を図り少ないコストで沿岸海洋環境モニタリング等を行い、また、漂流・漂着ゴミに関する調査においては、実施効果を考慮しながら重点的な予算配分を行うことで、実態調査や予測手法のモデル構築等を行った。これらのように、委託業務、請負業務の事業内容について再度見直しを行うことによって前年度よりさらに事業の運営が効率的となった。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 4 を目標に統合・整理し、下位目標 1~3 を統合・整理して今回新たに下位目標 1 とした。

< 内閣としての重要施策等 >

漂流・漂着ゴミに関する関係省庁連絡会

関係省庁：経済産業省、気象庁、国土交通省、海上保安庁、水産庁、外務省、内閣府

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)				
MARPOL(海洋汚染防止条約)73/78 条約(昭和 53 年 2 月)				
ロンドン条約及び 96 年議定書(昭和 47 年 11 月)(平成 8 年 11 月)				
OPRC(油濁事故対策協力)条約(平成 2 年 11 月) 北西太平洋地域海行動計画(平成 6 年 9 月)				
HNS(危険物質及び有害物質)議定書(平成 12 年 3 月) バラスト水条約(平成 16 年 2 月)				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H17 当初	H18 当初	H19 反映
1	PICES 年次会議開催等経費	3,843	3,252	
	油汚染対策推進費	7,883	5,500	
	海洋環境モニタリング推進調査費	100,171	64,036	
	北西太平洋地域海計画活動推進費	38,878	32,200	
	海洋汚染対策規制基準設定等調査費	3,771	9,071	
	ロンドン条約 96 年議定書国内対応事業費	36,921	30,000	
	バラスト水条約対応基礎調査費	13,505	9,863	
	漂流・漂着ゴミに係る削減方策調査費	18,530	16,760	
	OPRC 条約 HNS 議定書国内対応事業費	16,760	9,211	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

< 別紙 > 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 1 - (4) 海洋環境の保全	下位目標 1
指標名	陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量	
指標の解説	我が国の廃棄物処理は、陸上処理が原則であるが、やむを得ない場合に法令で規定されている廃棄物を法令に規定されている方法に従って海洋投入処分することは認められている。平成 17 年度に発効したロンドン条約 96 年議定書においては、海洋投入処分可能な廃棄物がさらに限定され、海洋投入処分可能な廃棄物についても事前の環境影響評価の実施等が義務づけられるとともに、海洋投入処分量を最小にすることが求められている。このため、我が国としても廃棄物の陸上処분을徹底し、海洋投入処分量を最小限にする必要がある。	
評価に用いた 資料等	我が国の海洋投入処分量 (海上保安庁とりまとめ)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---